

生活困窮者支援に必要と 考えられる視点

NPO法人抱僕 奥田知志

社会的包摂サポートセンター 遠藤智子

生駒市役所 田中明美

日本福祉大学 原田正樹

生活困窮者支援に必要な視点

第3章

- 第1節

特性を踏まえた支援

- 第2節

健康・保健の視点

- 第3節

権利擁護の視点

- 第4節

個人情報保護の視点

生活困窮支援の対象者

テキストで取り上げた例

ニート、ひきこもり、精神疾患、
知的障害および知的障害が疑われる人、
発達障害および発達障害が疑われる人、
虐待、多重・過剰債務、
ホームレス、矯正施設出所者等、
外国籍者、性暴力被害者、
セクシュアル・マイノリティ など

テキスト 第3章

徹底した個別支援が基本：その「人」を捉える
対象者の特性、その人の背景や経過、ニーズ
の要因などを把握する。

特性を知っておくことで、支援の「見通し」を持
つことができる。

制度の狭間におかれる対象者をつくらない。
特性にとらわれると、縦割りの分類につながる。
支援の個別性、特性と共通性を理解する。

本セッションのすすめ方

事例報告 × 3事例

1. 事例報告 25分(第一報告:50分)
2. 報告者に対するインタビュー 10分
3. カード作成 5分

青 「参考になったこと」

ピンク 「今の自分や地域では難しいかも」

4. カードの共有 5分

ワークショップ

3つの事例報告を通して、共通事項を整理する

Step 1

青色のカードを紹介しあう。

似ている内容のカードを集めてみる。

グループとして「参考になった点」を確認する。

Step 2

ピンクのカードを紹介しあう。

似ている内容のカードを集めてみる。

共通して「課題」と思われることは何か整理する。

Step 3

カードをあわせて「支援に必要な視点」を整理する。

カードの整理

作業1

模造紙の1/2に「青」のカードを並べる。
類似したカードを集める。

作業2

類似したカードの塊ごとに、「ピンク」カードを置く。ここにマジックで、「見出し」をつける。

作業3

同じ作業を、「ピンク」のカードで行う。
「青」のカードで見出しをつける。

作業4

左右を比較して、つながりを考える。

助けてと言える社会の創造を 生活困窮者自立支援法のこれから



奥田知志

NPO法人抱樸 理事長
ホームレス支援全国ネットワーク理事長
生活困窮者自立支援全国ネットワーク 共同代表

その1 困窮者支援の二つの方向性

対個人と対社会

最近の出来事から

地域とは何か？

2012年3月抱樸館北九州建設開始発表

⇒地域での反対運動

⇒5月から12月の8か月

17回の住民説明会開催

⇒反対理由

初期・・・説明不足

中期・・・建物が大きすぎる

後期・・・「ホームレスは危険」

「ホームレスには障害者が多い」

2013年9月に完成



ほうぼくかん

「抱樸館」

北九州ホームレス支援機構が
運営する施設の総称

抱樸とは？

① 樺のままを抱く

樺⇒荒木・原木

製材され整えられたら受け取る……×

⇒原木がそのまま抱き止められること

「何で相談もっと早く相談しなかったの」

困窮者⇒相談しない

困窮状態の自覚困難

② 抱き止められた原木には可能性がある

杖となり、家具となり、役割を果たす

「何がしたいの？」

困窮者⇒自分の可能性がわからない

しかし

原木であるゆえに刺々しくもある。
抱く者は、時には傷つく。

絆は、傷を含む

たとえ傷ついても抱いてくれる人がいるか？

※社会とはより多くの人

健全に傷つくための仕組み

その存在が

今日の世界が失いつつある

「ホーム」を創ることとなる

反対ののぼり旗が立ちました！



貧困は社会そのものの問題

①「困窮者の社会復帰支援」

と言うが？

⇒そもそも復帰したい社会か？

②社会を問わない

⇒歪んだ社会の補完的活動？

④新しい社会(地域)の創造へ

⇒個人への徹底した伴走の中で、
あるべき社会を追及する

生活困窮者に対する伴走型支援における 二方面戦略

NPO抱樸の三つの使命(ミッション)

①ひとりの路上死も出さない

②ひとりでも多く一日でも早く

路上からの脱出を

①と②⇒対個人

③ホームレスを生まない社会の創造

⇒対社会

その2 **不安定社会**の到来！ 伴走支援の必要

伴走は、
手段ではない！

**伴走は、
支援そのもの！**

NPO法人 抱樸 概要

(旧 北九州ホームレス支援機構)

・活動開始 1988年 27年

・自立者総数 2700人

・自立達成率 93%

(6ヶ月の自立プログラムを経た方)

・自立継続率 94%

・4つの施設運営

スタッフ 80名 ボランティア 250名

1988年ホームレス支援開始

1988年

⇒労働人口の85%が正規雇用の時代

一般の意識

「がんばれば安定就労できるのに、

なぜ、ホームレスなのか？」

「支援する意味はあるのか？」

※但し、日雇い労働者の歴史あり！

1990年代以降日本の就労構造の変化

※現在の正規雇用率62%

※非正規雇用38%⇒1900万人

※年収200万円以下労働者全体の30%

⇒有効求人倍率 1.19

(2015年5月時点)

しかし、求人数の6割が非正規雇用

正規雇用の有効求人倍率は0.6程度

※景気の問題ではない

不安定社会の出現

⇒第二、第三の危機は前提

【対応】

⇒問題解決では終わらない。継続的支援体制。

伴走型支援⇒課題解決のための手段

伴走支援⇒伴走そのものが支援

※伴走や関係そのものが支援

「助けて」と言える社会

① 処遇の支援・・・点の支援

② 存在の支援・・・線の支援

※これまでの支援現場の多くは処遇中心

※処遇を円滑に図るためにも存在は重要

※存在の支援は、支援の相互性を可能にする



伴走支援の必要性

生活困窮者自立支援法の面白さ①

■実施主体は、福祉事務所設置自治体 (県及び市)

⇒各地域が抱える課題は、様々

⇒制度としては、一律であるが、実施は、工夫次第

⇒〇〇方式と言った各地の特徴を生かした形で実施できる

■直営でも委託でも実施できる

⇒直営の意義・・・野洲市の例

⇒委託の意義・・・JV方式も検討(社協の意義)

生活困窮者自立支援法の面白さ②

■ 給付がない！ ケアで勝負！

⇒これまでの制度の多くが「給付」の制度

⇒しかし、今回の制度では給付がない

「中身がない」と言われるのは、このため

⇒行政の中にある戸惑い

「何をしたいのかわからない」

「何が目的なのかわからない」

⇒しかし、給付が必要な場合もあるのだが・・・

生活困窮者自立支援法の面白さ③

■「対象は誰なのか？」という対象者像

⇒第二条「この法律において『生活困窮者』とは、**現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者**をいう。」

具体的には、誰？

⇒給付制度・・・対象者の明確化

資格制度、認定制度などなど

⇒しかし給付がない分、対象者を絞らなくて良い
行政の混乱の原因。だが、これ最もの特徴

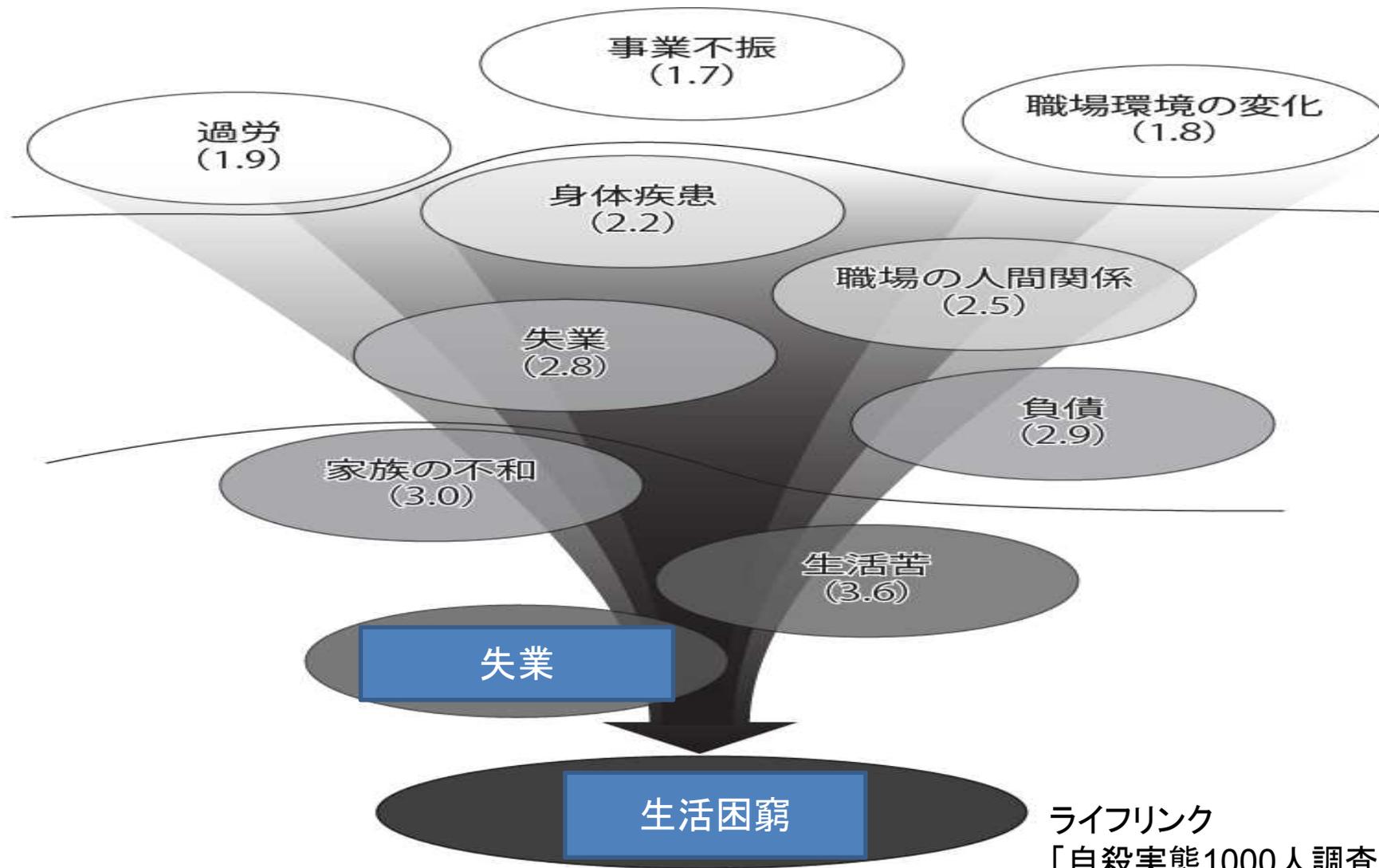
⇒あるシンポジウムの会場

・・・「猫の飼い方の相談を受けた」事業所の話

自殺要因の連鎖図

生活困窮者は、複合的な問題を抱えているため、次第に地域との係わりから遠ざかり、孤立化していく傾向にあります。

生活困窮と社会的孤立は表裏一体の傾向があるようです。



ライフリンク
「自殺実態1000人調査」

包括的ケア体制(世帯支援)の必要性

・・・例えばこんなケース

■中学生の不登校⇒教育委員会

■18歳引きこもり⇒子ども家庭局

■母親は精神⇒保健福祉局

■父親は失業⇒労働局

※一つの家庭の中に「役所一つが入っている」という状況。このような事態に対応するには縦割り、個別の対応では無理。

⇒包括的ケアの必然性

生活困窮者自立支援法の面白さ④

■つなぎともどしの連続的行使 プラットホームとしての制度

⇒「給付」に当たる部分の確保

・・・既存制度・社会資源

⇒旧型ワンストップサービスの限界

⇒新法はプラットホーム型ワンストップ（相談事業）

⇒プラットホームがプラットホームであることの意味
・・・どれだけ電車が到着するかが勝負

⇒電車が来ないプラットホームを創るとホームに人が滞留する
・・・ホームから落ちるとは？その先は？

生活困窮者自立支援法の面白さ⑤

■最初に着く電車としての任意事業

あるいは乗車ステップとしての任意事業

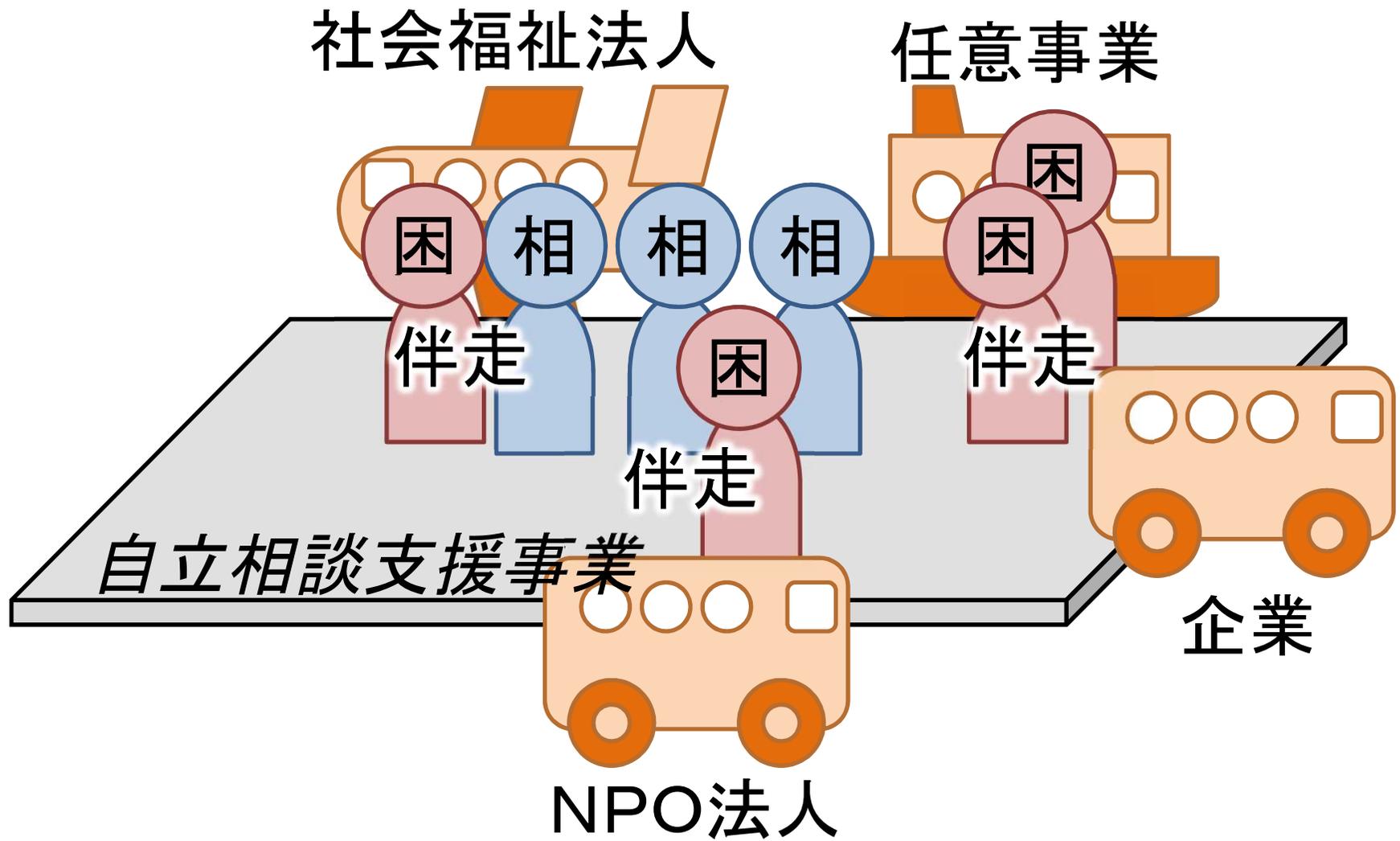
⇒必須事業と任意事業の分割……正直残念

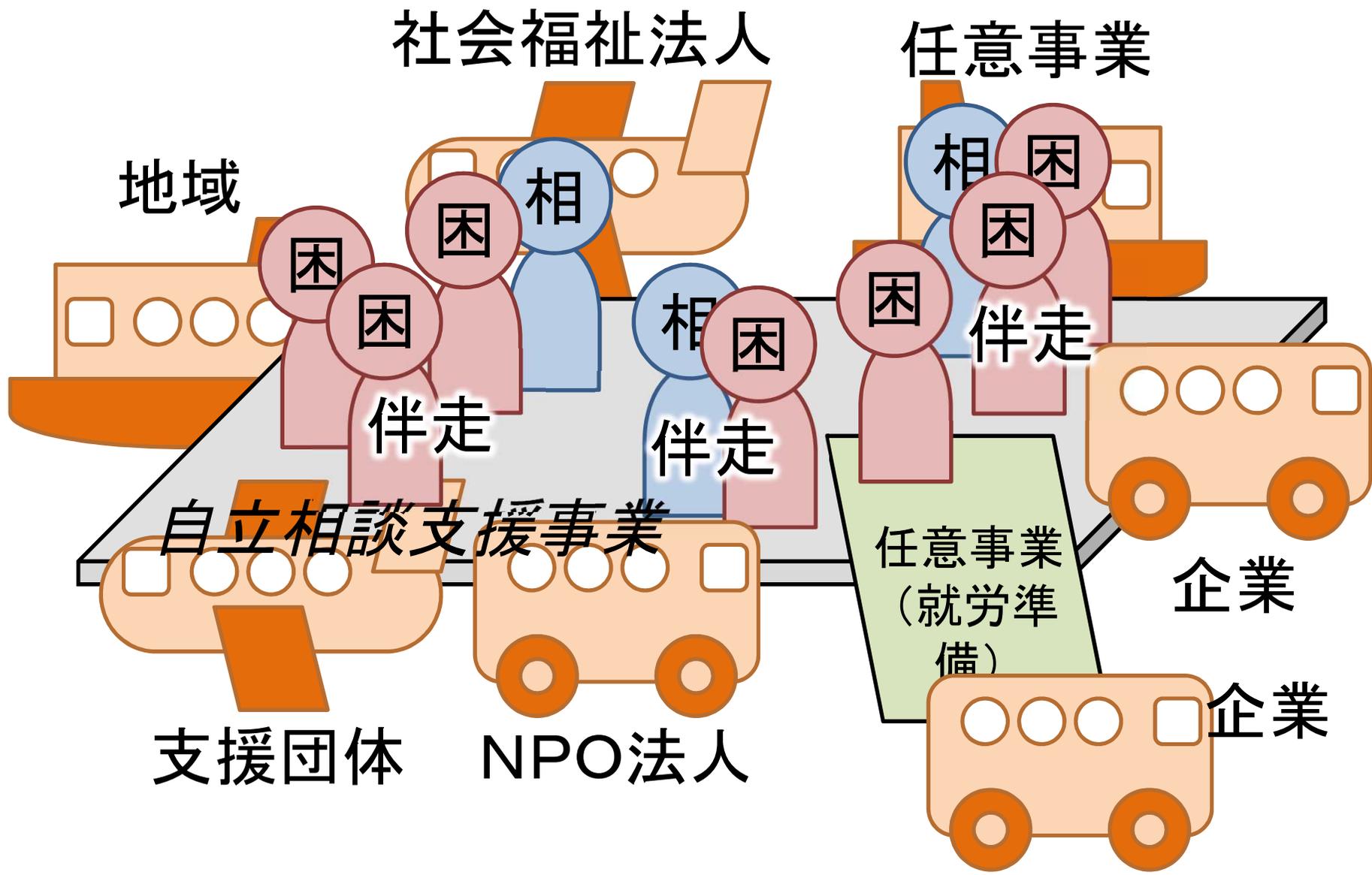
⇒試される自治体……任意実施50%

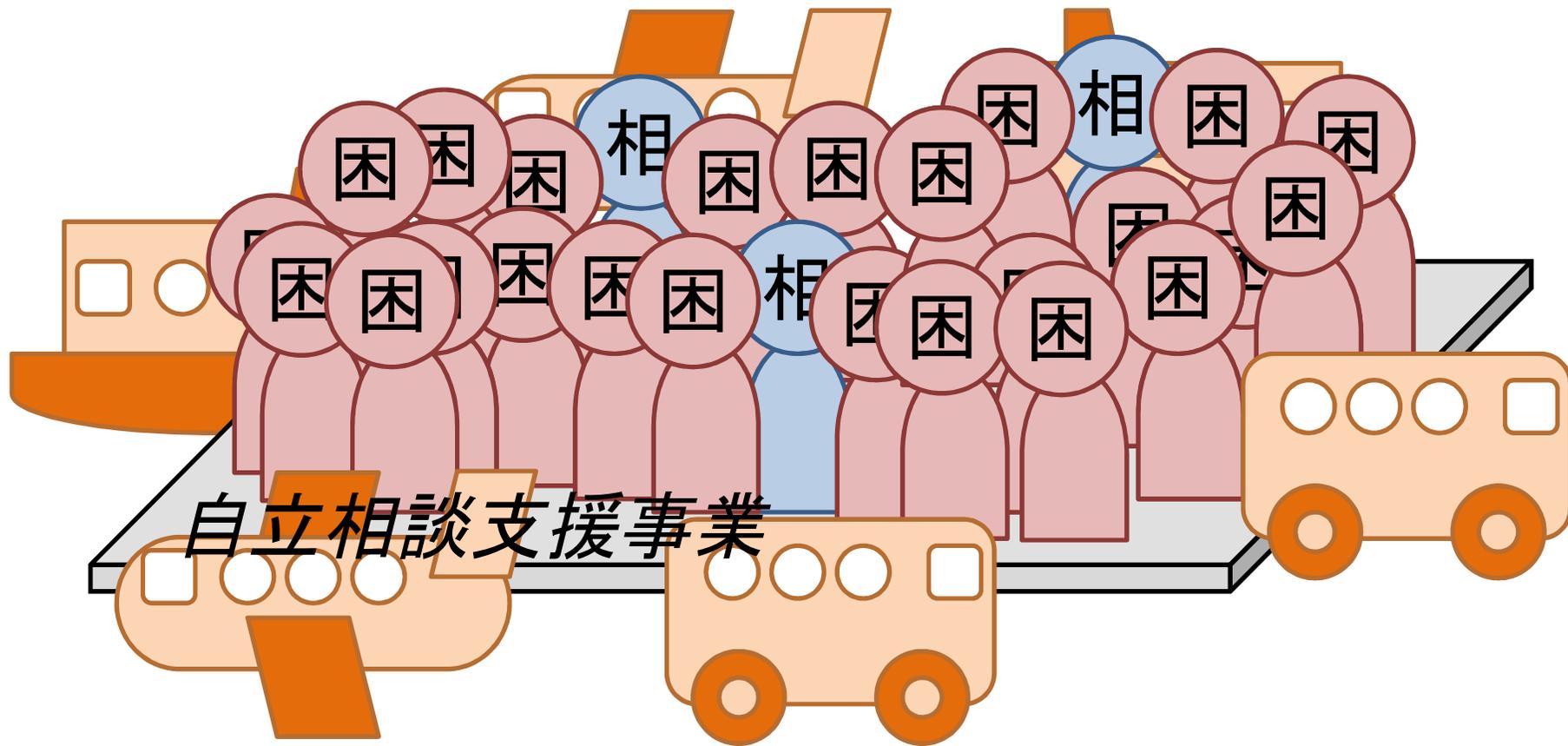
⇒ホームに人が滞留しないための最初の電車としての任意事業

⇒しかし、任意事業は、実は本当の電車に乗るための補助ステップに過ぎない

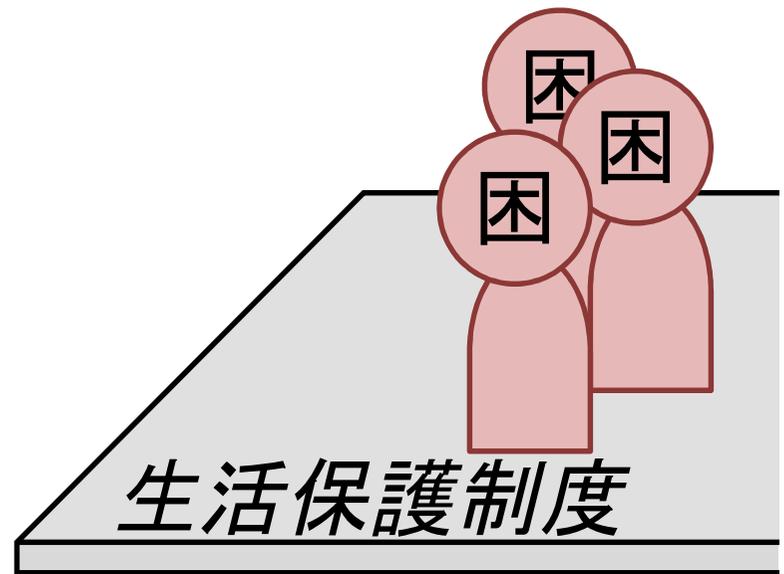
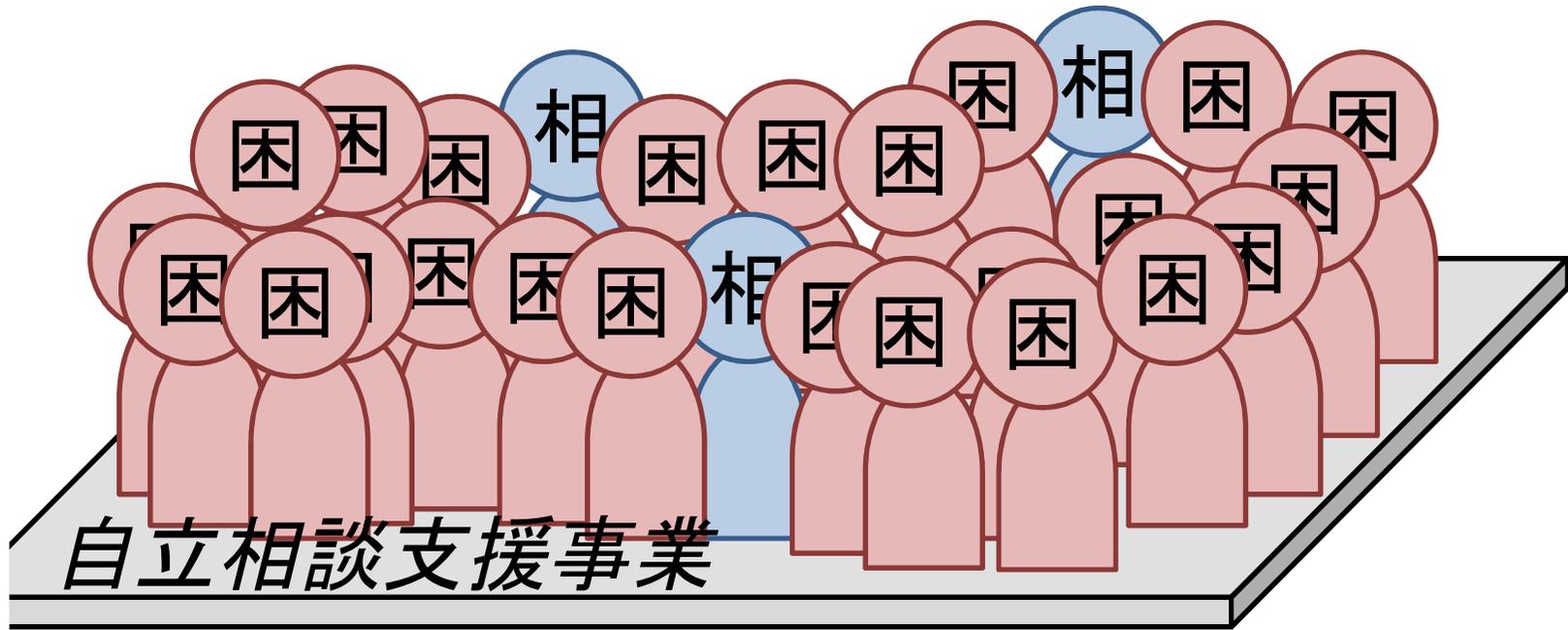
⇒その他事業での工夫なども可能性大







自立相談支援事業



生活困窮者自立支援法の面白さ⑥

■電車が何台あるか？

地域資源で勝負！

- ⇒電車種類を増やせるかが勝負
- ⇒対社会の取り組み……特に地域資源の開発
- ⇒社会福祉法人のみのらず、一般企業に期待
- ⇒日本の企業が問われている…社会的企業へ
- ⇒就労訓練事業の貧弱さ…残念
- ⇒社会的就労立ち上げのための支援拡充

生活困窮者自立支援法の面白さ⑦

就労準備支援・就労訓練事業の可能性

⇒二つの伴走支援が必要

1) 当事者に対する伴走支援⇒当然

2) 企業に対する伴走支援

※企業支援のメニューをどれだけ開発するか。

- ・仕事の切り出し
- ・短時間労働の組み合わせ
- ・早期介入・転職支援
- ・半福祉半就労の確保

生活困窮者自立支援法の面白さ⑧

■包括的であること・総合的であること

しかし、もうひとつ・**継続的であること**

⇒総合相談が要

……包括的かつ総合的な相談体制の確立

⇒縦割りの現実

……行政のみならず、NPO、地域も縦割り

⇒プラットフォームは、着く電車同士が出会う場でもある。

⇒課題としての「継続性」の問題。電車に乗った後、その人は、どうしたのか。これは、この制度としては、不十分……本当の地域創造へ

生活困窮者自立支援法の面白さ？-1

受け皿としての就労準備支援事業の可能性

①入口は別々

相談の時点で

自立相談事業（自立支援法）と生活保護の峻別

②出口は一つ

自立相談支援事業からも生活保護からも受けることができる。

⇒企業は、就労訓練実施において、生活保護担保がある方が雇用しやすい

⇒半福祉半就労の可能性

生活困窮者自立支援法の面白さ？-2

本当に給付なしで大丈夫か？

あるいは、保護申請は妨げられていないか？

⇒生活保護が正当に利用できているか

⇒若干の現金あるいは、現物支給が必要なケースはないか？

⇒生活保護の単級活用などの可能性

⇒就労準備支援事業は、併用が可能

生活困窮者自立支援法の面白さ？-3

任意事業における広域連合の可能性

例として…

■一時生活支援事業を実施していない地域でのホームレス者の相談

⇒任意が無いなら、すべて生活保護につながればOK

⇒そうでないなら問題

⇒広域連合の可能性

静岡の事例

※7市が合同して一つのNPOに委託

⇒その他の任意事業でも広域実施は可能か？

生活困窮者自立支援法の面白さ？-4

生活困窮者自立支援法のメインターゲットは、
若中年の要支援の就労可能層

⇒しかし、現在の貧困はその他の部分で広がっている。

※高齡、単身、低所得

⇒生活保護増加は、高齡受給者

※子どもの貧困(16.3%)⇒母子の枠組み

※引きこもり(障がい)

※刑余者

これらの困窮に関してどうするか？新法のみで可能か？

生活困窮者自立支援法の面白さ？-6

何を評価指標とするのか？

■厚労省の目安値（年3月31日付事務連絡）

- ①新規相談件数（月20件）
- ②プラン作成件数（月10件） ※10万人あたり
- ③就労対象者数（月6件）
- ④就労・増収率（対象者の40%）

「申し添え」

「**本制度の評価**に当たっては、就労・増収などによる経済的変化の面のみではなく、**意欲の向上や社会参加の増加なども含め、多面的に行うことが極めて重要**」と指摘

この部分の「**見える化**」をどうするのか？

その4 伴走型支援とは？

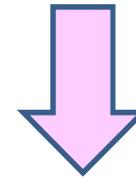
ホームレス支援の現場の視点 課題の抽出⇒診立ての重要性

- ・住居がない
- ・家族がいない
- ・食べる物が無い
- ・心配してくれる人がいない
- ・着る物が無い
- ・心配する相手がいない
- ・病院にいけない
- ・覚えてくれる人がいない



ハウスレス

(経済的困窮)



ホームレス

(関係性の困窮・孤立)

2つの困窮⇒困窮・孤立者支援

生活困窮者の抱える二つの困窮

経済的困窮
社会的孤立

伴走型支援の方向性

⇒参加と自立

従来⇒自立した者が社会に参加できる

しかし・・・参加は、自立の前提

社会参加型の就労訓練支援が必要！

支援の両輪

- ・経済的困窮・ハウスレス支援・・・**なにが**必要か
(衣・食・住・医療)
- ・关系的困窮・ホームレス支援・・・**だれが**必要か

(絆の回復、人とのつながり)



地域のホームレス化

※ある襲撃事件「ホームレス中学生」
「家があっても帰るところがない」
「親はいても誰からも心配されていない」

《多重債務問題から見たもの》

- 自立支援センター入所者60%が多重債務者
(免責7年の現実)

市民協議会:ホームレス支援法律家の会(2005年)支援開始



解決困難ケースは0件・・・時効援用、債務処理

※そもそも地域で解決できたのではないか

すなわち野宿状態に陥らずに済んだのではないか

問題⇒無知と無縁

戦後日本社会の**困窮概念**の見直し

従来の困窮概念

①**経済的困窮**

⇒ハローワーク・年金制度・生活保護など

②**身体的困窮**

⇒病院・健康保険・障害福祉・老齢福祉・介護など

さらに、**第三の困窮** ③**关系的困窮**

※これまで困窮者の横には「誰か」がいた。

「誰か」が社会的資源につないだ。

誰かとは⇒**地縁、血縁、社縁**・・・三つの縁の脆弱化

⇒**第4の縁**が必要？

第4の縁のイメージ

※第1. 2. 3の縁に代わる第4の縁ではなく、

弱くも存在する第1、2、3の縁や既存の社会支援を

コーディネート型縁・・・**伴走型支援**の必要

もう一つの貧困のスパイラル

①金の切れ目が縁の切れ目

経済的困窮が関係を脆弱にする

・・・何のための働くのか

しかし、一方で・・・

②縁の切れ目が金の切れ目

・・・誰のための働くのか

経済的困窮 ⇔ 社会的孤立

伴走型支援

⇒物が物語となる支援

①炊き出しの弁当と残飯の弁当

②働く意味とは

③生活保護における身内の支援の可能性

④何が必要か、誰が必要か

※人との出会いが物語を生む。

※意味づけ ※責任 ※役割り ※変化

伴走型支援における**家庭モデル**という仮説 自尊感情と自己有用感

家庭が持つ4つの機能

①**受け皿的機能**—**家庭内サービス提供**
住居、食事、睡眠、看護、教育、服飾…

②**記憶**

出来事・経験・思い出……対処の選択肢

③**持続性のある伴走的コーディネート機能**

家族の成員のニーズに応じた社会的資源との
連携を

コーディネートする。家庭外サービスの確保。

④**役割の創出……自己有用感**

自尊感情

しかし、家庭が崩壊した

① 受け皿機能・サービス提供

→ 既存の社会的資源の活用で対応

……例えば、介護事業等・コンビニ
不足しているものは、新たに創る

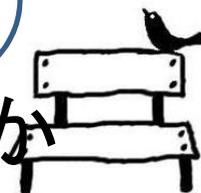
② 記憶

③ 伴走的コーディネート機能

④ 役割

この3つは欠落状態！！

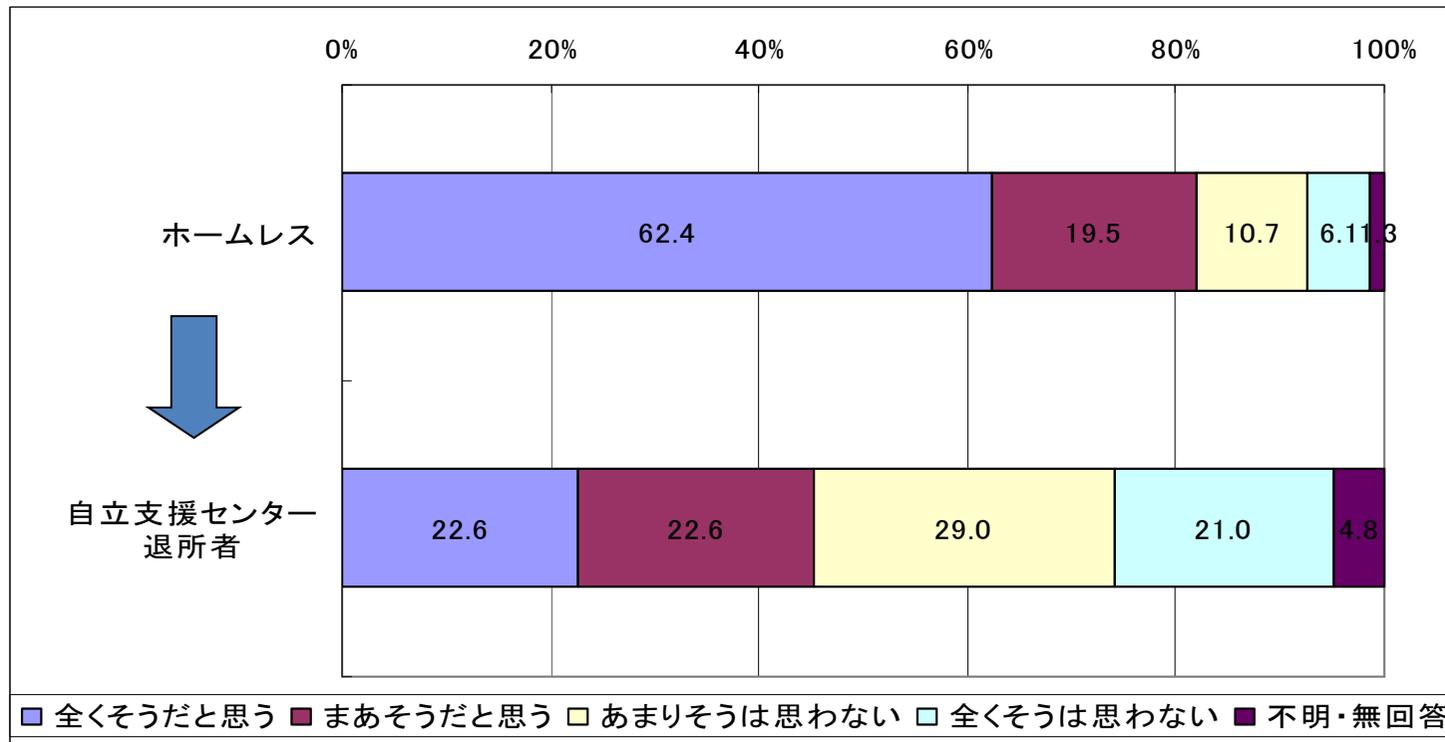
※この部分を社会的にいかにして創造するか



自尊感情……社会的孤立感の変化

「周りにたくさん人はいるが、いざとなったら頼れる人はいない。みんな結局は一人ぼっちだ」意識

孤独感自立前62%⇒自立後23%へ

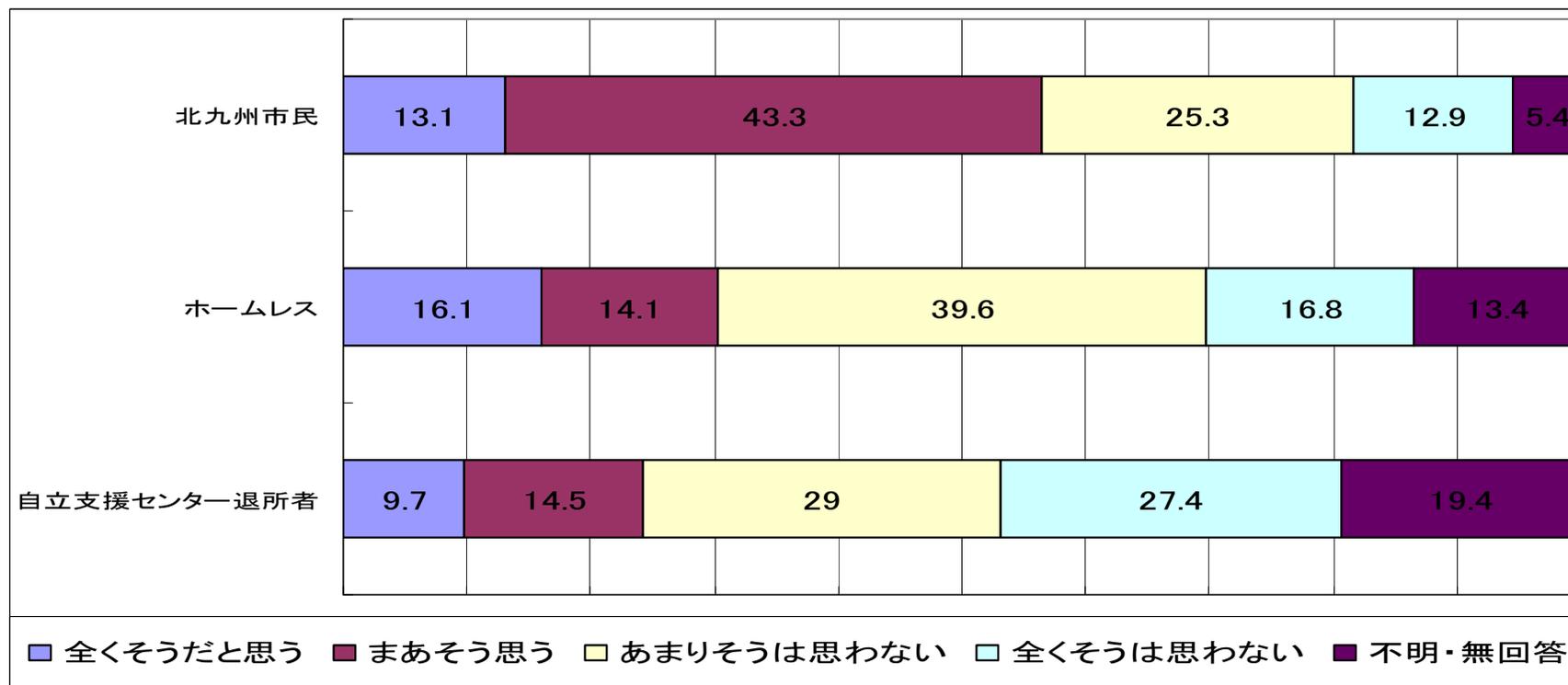


社会的孤立感は大きく減少

(北九州市立大学 稲月正教授調査)

自己有用感の変化

「自分はこの世の中、社会にとってなくてはならない存在だ」意識



しかし、自立後、自己有用感が高まっていない

支援の課題。支援、被支援の固定化。就労の限界などが

(北九州市立大学 稲月正教授調査)

支援のポイント・使える社会資源

安全の確保

支援者は相談者の意思を尊重しつつ、安全を最優先しなければなりません。緊急度の高い時は必要な安全策を提供します。必要に応じて、警察、病院、配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターと連携し対応します。

相談者は一時的に混乱し、決断に迷うことや加害者の元に戻ってしまうことがあります。それは暴力を受け続けた人の当たり前の反応とも言えます。支援者にはDVの特質を学ぶことが求められています。

支援の現場では相談者が主体です。支援者が指導・管理し、主導的になってはいけません。

① 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所または都道府県・市町村が設置する施設において、DV防止法に基づいて配偶者からの暴力防止および被害者の一時保護を行っています。

② 民間シェルター

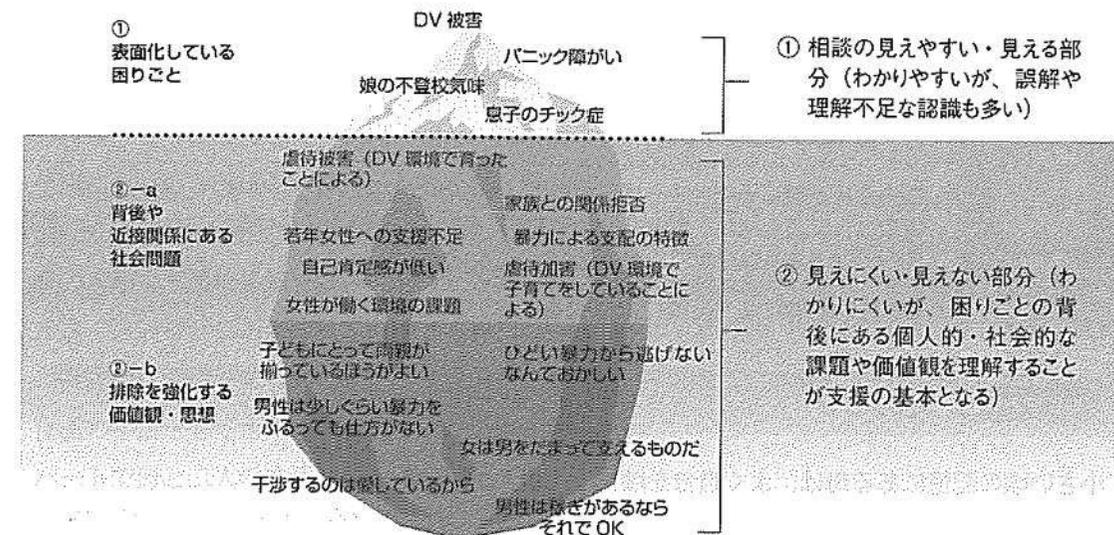
加害者から安全に避難する民間支援団体が運営する施設です。暴力から逃れてきた女性や子どもたちの生命・身体の安全を守り、心身を癒しながら、自分自身を取り戻し、新しい人生を始めるための場所がシェルターです。

保護命令

DV被害者は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法) に基づき、裁判所に保護命令の申立てができます。保護命令には、次の5種類があります。なお、平成26年1月3日に法改正が施行され、適用範囲の拡大等も見直しも行われています。

- ① 接近禁止命令：6か月間、身辺を付きまったり、住居や勤務先の付近をうろつくことを禁止する命令です。
- ② 退去命令：同居する住居から引越しをする準備等のために、相手方に対して、2か月間家から出ていくことを命じ、かつ同期間その家の付近をうろつくことを禁止する命令です。
- ③ 子への接近禁止命令：6か月間、申立人と同居している子の身辺につきまったり、住居や学校等その通常いる場所の付近をうろつくことを禁止する命令です。
- ④ 親族等への接近禁止命令：実家など密接な関係にある親族等の住居に押しかけて暴れるなど、その親族等に関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに、6か月間、その親族等の身辺につきまったり、住居 (その親族等が相手方と同居する住居は除く) や勤務先等の付近をうろつくことを禁止する命令です。
- ⑤ 電話等禁止命令：6か月間、相手方から申立人に対する面会の要求、深夜の電話やFAX送信、メール送信など一定の迷惑行為を禁止する命令です。

【生活困窮の氷山モデル】 case 10-1 「この人なら!」と結婚したのに



コラム

相談できない性暴力被害

「男女間における暴力に関する調査 (平成23年度調査) (内閣府) でも明らかなように、性暴力は「知らない誰か」ではなく、「面識のある人」からの被害が多い、知っている相手に対して、その信頼関係を利用し行うことが多いのが実態です。内閣府の調査では「異性から無理やりに性交された経験のある」と答えた被害者のうち、相談できなかった理由として「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」「他人に知られると、これまで

通りのつきあい (仕事や学校などの人間関係) ができなくなると思ったから」等、回答しています。

「知り合いだからこそ相談できない」と同時に被害にあったことを「恥ずかしいこと」と思わせている社会的背景が、「相談」への厚い壁をつくっています。

性暴力についての誤った認識で、相談することをあきらめさせてしまうことのないように、支援者には、こうした背景を理解する必要があります。

資料

出典：中央法規出版 「相談支援員必携 事例でみる生活困窮者」 (2015年)

福祉の拠点『こみっと』支援事業の展開

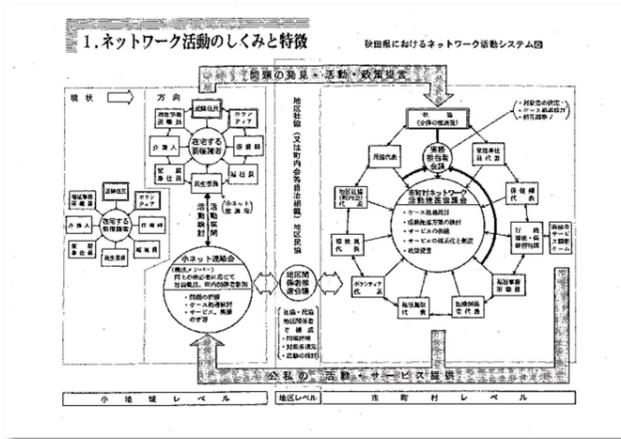
～ひきこもり者及び長期不就労者及び在宅障害者等支援事業～

藤里町社会福祉協議会

背景1 小地域ネットワーク活動事業からトータルケア推進事業への転換

原点はネットワーク活動事業でした

～「一人の不幸も見逃さない運動」として昭和55年度より開始～



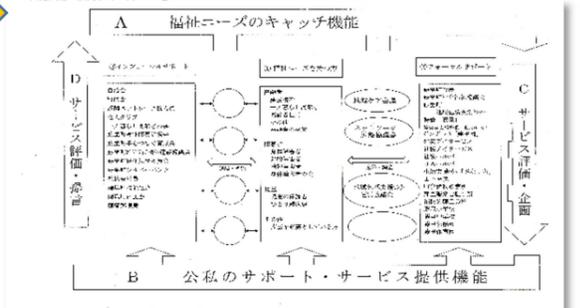
地域福祉トータルケア推進事業への転換

平成17年度より

- 1) 総合相談・生活支援システムの構築
 - 2) 福祉を支える人づくり
 - 3) 介護予防の為の健康づくり・生きがいくづくり
 - 4) 福祉による地域活性化⇒「福祉でまちづくり」
 - 5) 次世代の担い手づくり
- ⇒平成20年度より藤里町社協の独自目標に設定



「福祉でまちづくり」を合言葉にした
藤里町トータルケアのフロー図



福祉で町づくり 事例



報告・連絡・相談用紙の活用

報告・連絡・相談用紙	活用状況
総合相談用紙	活用率 95%
生活支援用紙	活用率 90%
健康づくり用紙	活用率 85%
地域活性化用紙	活用率 80%
次世代担い手づくり用紙	活用率 75%

苦情・相談等受付件数の推移

年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
件数	197	1,036	1,935	3,288	3,628	4,407	5,310	8,039	7,002

介護予防事業の展開

年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25
60歳以上	12	15	18	22	28	35	42	50	58
65歳以上	8	10	12	15	18	22	28	35	42
70歳以上	5	7	9	12	15	18	22	28	35

背景2 「こみっと」支援事業の実施

正式名称は、『引きこもり者及び長期不就労者及び在宅障害者等支援事業』です。
平成27年度開始の生活困窮者自立支援事業と似ています

『ひきこもり』ってどんな人ですか？

- ・「ひきこもり」はいないと切り切れる高齢者
- ・自分もひきこもりだったと言いつける若者

・現代の若者の生きづらさを感じるのです

引きこもり対策は、誰の視点？

- ・原因探しは、何の為？誰の為？
- ・治療中の病人は、社会生活を中断すべき？

治療ではない、福祉職だからできる支援があるはず。

「こみっと」支援事業の新たな展開

藤里社協のひきこもり者等支援は新たな展開に向かっていきます

ひきこもり者等の状況推移

A [22年度ひきこもり者等訪問対象者]

総数	113	5年未満	30	5~10年未満	27	10年以上	56
男女比							
男	71	12	21	38			
女	42	18	6	18			

C [26年度情報提供対象者状況]

総数	166	不明	31	ひきこもり歴ゼロ	99	5年未満	8	5~10年未満	7	10年以上	21
男女比											
男	72	17	37	3	2	13					
女	94	14	62	5	5	8					

◎5年間の訪問支援の結果は
・「こみっと支援」で自立 31人
・独自に自立 55人
・変化なし 25人
・その他 2人

B [26年度末現在ひきこもり者等の状況]

総数	25	5年未満	2	5~10年未満	5	10年以上	18
男女比							
男	18	1	5	12			
女	7	1	0	6			

平成22年4月に開設した福祉の拠点「こみっと」



伴走型支援

- ・ハローワークでの手続き等の支援
- ・昼夜逆転からの支援
- ・求職者支援事業終了後の支援

⇒「こみっと」登録生としての支援開始

「こみっと」支援の取り組み

了解を得た「生活困窮者」の方々への情報提供

- ・「こみっと」通信の配達
- ・「こみっと」各事業への誘い

⇒「こみっと」感謝祭

- ・「求職者支援事業」等への誘い
- ・その他

共同事務所と「こみっと」感謝祭



お食事処『こみっと』



白神まいたけキッシュ



こみっとバンクの活動



求職者支援事業の成果

年度	受講者数	就職者数	こみっと登録者数
平成22年(6ヶ月)	15人 ☆(7人)	12人 80% ☆(5人)	3人 ☆(2人)
平成23年(6ヶ月)	15人 ☆(13人)	10人 66% ☆(9人)	5人 ☆(5人)
平成24年①(4ヶ月)	15人 ☆(9人)	11人 73% ☆(6人)	1人 ☆(1人)
平成24年②(4ヶ月)	12人 ☆(11人)	8人 72% ☆(8人)	3人 ☆(2人)
平成25年(3ヶ月)	9人 ☆(8人)	9人 100% ☆(8人)	0人 ☆(0人)
平成26年(3ヶ月)	7人 ☆(6人)	6人 86% ☆(6人)	0人 ☆(0人)

地域密着の葬儀の講義



「こみっとうどん」



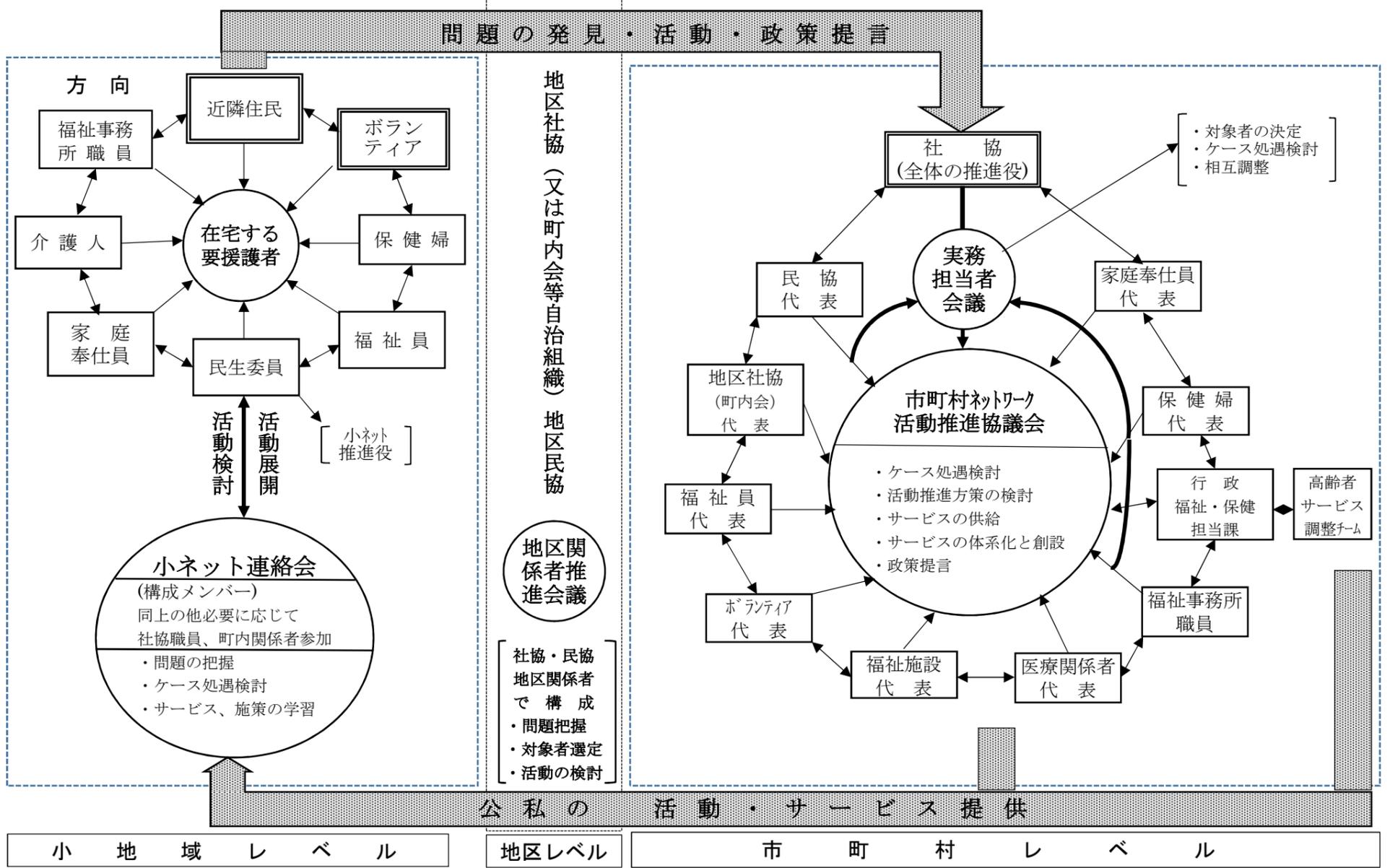
居酒屋での調理の講義



そして 町民全てが
生涯現役を目指す
システムづくり事業へ

ネットワーク活動の仕組みと特徴

秋田県におけるネットワーク活動システム図



藤里町トータルケアのフロー図

平成 20 年度 藤里町トータルケアフロー図

